

実施年月日	令和3年6月7日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（藤井信吾君） それでは、議案第33号から議案第44号までの12件につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、取手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、固定資産の価格についての不服審査に用いる審査申出書等への押印及び署名を不要とし、納税者等の利便性の向上及び行政手続の簡素化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第34号、取手市税条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、地方税法の一部改正を踏まえ、市においても所要の措置を講じるため、条例の一部を改正するものであります。主な措置は次のとおりであります。第1に、個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いについて、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様といたします。第2に、特定公益増進法人等に寄附をした場合の寄附金税額控除における寄附金の範囲の見直しを行います。第3に、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限の延長を行います。

議案第35号、取手市個人情報保護条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、当該法律の引用条項を整理するとともに、同法に規定する情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されることに伴う所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第36号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関わる法律が改正され、個人番号カードの発行主体が、地方公共団体情報システム機構であることが明確化されるとともに、個人番号カードの再発行に係る手数料の徴収の位置づけが、従来の市町村の条例に基づき徴収されるものから同機構との委託契約に基づき徴収されるものに変更されることに伴い、本条例における再交付に係る手数料を定める規定が不要となったため、条例の一部を改正するものであります。

議案第37号、取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第38号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、厚生労働省令で定める家庭

的保育事業の設備及び運営に関する基準が改正され、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等に関し、書面に代えて電磁的記録による方法が認められることから、条例についても同様に改正するほか、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものがあります。

議案第 39 号、取手市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、国土交通省令で定める移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準の改正に伴い、旅客特定車両停留施設の構造に関する基準を新たに追加するなど、本市においても当該省令基準と同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 40 号、市道路線の認定についてであります。本件につきましては開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 41 号、取手市立藤代小学校校舎大規模改造工事請負契約の締結についてであります。本件につきましては、取手市立藤代小学校の老朽化した校舎の大規模改造工事に加え、バリアフリートイレ併設のエレベーター棟増築等を行い、安全かつ適切な教育環境を整備するため、本契約を締結するものであります。

議案第 42 号、消防ポンプ自動車の取得についてであります。戸頭消防署に配置されている消防ポンプ自動車は運用開始から 28 年が経過し、経年劣化が見られる状況となっております。近年、複雑多様化する災害や事故等に対し、迅速・確実な消防活動を行えるよう、最新の機能を搭載した車両に更新するため本契約を締結するものであります。

議案第 43 号、消防団ポンプ自動車の取得についてであります。取手市消防団第 1 分団に配置されている消防ポンプ自動車は、運用開始から 27 年が経過し、経年劣化が見られる状況となっております。近年複雑多様化する災害や事故等に対し、迅速確実な消防団活動を行えるよう最新の機能を搭載した車両に更新するため、本契約を締結するものであります。

議案第 44 号、令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 3,123 万円を増額し、予算総額を 380 億 4,889 万 3,000 円とするものであります。今回の歳出予算の主な補正内容としては大きく 2 点ございます。まず 1 点目は、新型コロナウイルス感染症対策事業であります。今回の補正予算においては、時間外・休日にワクチン接種業務に従事した医療従事者への報酬の加算措置や、国の令和 2 年度第三次補正予算を活用した子育て支援施設等における感染症対策、不足が見込まれる生活困窮者住宅確保給付金の増額を計上しております。2 点目は、取手駅構内エレベーター整備事業補助金であります。JR が実施する取手駅東口構内のエレベーター設置工事に伴い、市が負担する金額を補助金として計上しております。なお、本事業は令和 5 年度までの 3 か年にわたるため、継続費を設定しております。

次に、歳入予算の主な補正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に関連した負担金や補助金をはじめ、各歳出事業に伴う国・県支出金、地方債などのほか、補

正予算の財源調整のため財政調整基金繰入金を増額しております。第2表、継続費補正につきましては、先ほど御説明した取手駅構内エレベーター整備事業補助金を追加するものであります。また第3表、地方債補正につきましては、合併特例債の限度額を変更するものであります。

続きまして、承認第6号の提案理由を申し上げます。承認第6号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億4,940万8,000円を増額し、予算総額を379億1,766万3,000円とするものであります。補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症関連経費について、低所得の独り親世帯以外の世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金や、高齢者へのワクチン接種を7月末までに完了させるための追加的経費について、可能な限り早期に実施する必要があることから、急遽予算措置をしたものであります。なお、本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第1号から第7号までの7件を一括して報告申し上げます。

報告第1号、令和2年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、令和2年度一般会計補正予算第9号、第10号、第11号にてそれぞれ計上いたしました市勢要覧の作成など40件の繰越事業に関する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

報告第2号、令和2年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、桑原地区整備推進事業に関する事故繰越しについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

報告第3号、令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

報告第4号、令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の事故繰越しについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

報告第5号、令和2年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和3年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画についてであります。本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人取手市文化事業団より報告を受け、議会に報告申し上げます。

報告第6号、2020年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに2021年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画についてであります。本件についま

しては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、公益財団法人取手市健康福祉医療事業団より報告を受け、議会にご報告申し上げるものであります。

報告第 7 号、令和 2 年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和 3 年度一般財団法人取手市農業公社事業計画についてであります。本件につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、一般財団法人取手市農業公社より報告を受け、議会にご報告申し上げるものであります。

以上、20 件につきまして御説明を申し上げます。提出した議案につきまして、慎重審議の上、可決決定またご承認等くださいますようお願いを申し上げます。なお、詳細につきましては、担当部課長より説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

**○総務部長（鈴木文江君）** 皆様、改めましてこんにちは。総務部、鈴木です。これより令和 3 年第 2 回取手市議会定例会に上程する各議案について、それぞれ所管の部長から議案番号順に説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。なお、報告第 5 号から第 7 号、出資法人の報告案件につきましては説明を割愛させていただきます。

それでは議案第 33 号、取手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。この取手市固定資産評価審査委員会条例では、市が課税する固定資産の評価、価格に不服がある場合の審査の手續などが定められています。今回、不服を申し出る際に用いる審査申出書への押印や、固定資産評価審査委員会で作成する調書などでの押印及び署名を不要とすることによって、審査を申し出る方の利便性の向上を図るとともに行政手續の簡素化を図るため、関係する規定を改正するものです。以上となります。

**○財政部長（牧野妙子君）** 財政部長の牧野でございます。それでは、議案第 34 号、取手市税条例の一部を改正する条例における 3 点の改正内容について御説明いたします。なお、本改正は地方税法の一部改正に伴い行うものであります。

1 点目は、個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しとなります。対応する条文は、2 ページの第 24 条第 2 項及び 3 ページの第 36 条の 3 の 3 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項となります。こちらは、令和 2 年度税制改正において、所得控除の 1 つである扶養控除について、その対象となる扶養親族から 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされたことに伴い、個人住民税均等割、所得割の非課税限度額についても、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とするものでございます。なお、こちらの措置は、令和 6 年度分以後の個人市民税から適用することとなります。

2 点目は、特定公益増進法人等に寄附をした場合の寄附金税額控除における寄附金の範囲の見直しとなります。対応する条文は、2 ページの第 34 条の 7 となります。こちらは公益法人等のうち特定公益増進法人と認定特定非営利活動法人の主たる目的である業務に関連する寄附金については、寄附金控除等の税制上の措置の対象とされているところですが、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外することとするものです。なお、こちらの措置は令和 3 年 4 月 1 日以後に支出する寄附金について適用し、令和 4 年度分以後の個人市民税から適用することとなります。

3点目は、特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限の延長となります。対応する条文は、4ページの附則第6条となります。こちらは、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている納税者が、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、その者の総所得金額等から控除を受けられる現行の特例を5年間延長するものでございます。

**○総務部長（鈴木文江君）** 総務部、鈴木です。議案第35号、取手市個人情報保護条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、転職時等において、従業者本人の同意を得て、使用者間での特定個人情報の提供を可能とする規定が同法第19条第4号として追加され、改正前の同号以降の号番号が繰下げられたことに伴い、当該号番号を引用する取手市個人情報保護条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定について、所要の改正を行うものです。また、同じく令和3年5月19日に公布されたデジタル庁設置法により、情報提供ネットワークの所管が総務省からデジタル庁に変更となることから、取手市個人情報保護条例第23条の2に規定する情報提供等記録の訂正を実施した場合における当該訂正した旨を通知する通知先を総務大臣から内閣総理大臣に変更するために引用条項の整理を行うものです。条例の施行日は令和3年9月1日となります。

続きまして、議案第36号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構であることが明確化されるとともに、個人番号カードの再発行に係る手数料の徴収の位置づけが、従来の市町村の条例に基づき徴収されるものから、同機構との委託契約に基づき徴収されるものに変更されることに伴い、再交付に係る手数料を定める規定が不要となったため、本条例の一部を改正するものです。こちらにつきましても、条例の施行日は令和3年9月1日となります。以上です。

**○福祉部長（稲葉芳弘君）** 福祉部、稲葉です。続きまして、議案第37号、取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。改正の概要としましては、条例の基準となっている、内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴うものです。具体的には、0歳から2歳児のみを受け入れる特定の地域型保育事業所においては、3歳以上の保育の受入れが可能となり、連携協力を行う事業所に加わったことから、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第38号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。改正の概要につきまし

ては、条例の基準となっている厚生労働省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、2点が改正されたことに伴うものです。まず1点目は、0歳から2歳児のみを受け入れる特定の地域型保育事業所においては、3歳以上の保育の受入れが可能となり、連携協力を行う事業所に加わったことによるものです。2点目は、障害者福祉サービスの関連法の改正により、利用者の利便性の向上及び障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減を図る観点から、家庭的保育事業者等における諸記録の作成・保存等に関し、書面に替えて電子的記録による方法が認められたことにより、本条例の一部を改正するものであります。以上となります。

**○都市整備部長（齋藤嘉彦君）** 都市整備部の齋藤です。議案第39号、取手市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。まず、今回の改正につきましては、国が定める省令基準の改正に伴い、同様の措置を講じるため本条例の一部を改正するものであります。改正の内容につきましては、道路管理者のバリアフリー基準適合義務の対象として、新たにバスターミナルなどを想定した旅客特定車両停留施設を追加すること、従来の歩道や自転車歩行者道に加え自転車歩行者専用道路の構造の追加、そのほか文言の整理など所要の改正を行うものでございます。以上で終わります。

**○建設部長（前野 拓君）** 建設部の前野です。続きまして、議案第40号、市道路線の認定について御説明いたします。本件につきましては白山八丁目地区で行われた開発行為により、市に帰属した道路について、市道路線として新たに認定するため、議会の議決を求めるものです。議案書1ページの表を御覧ください。路線名は1-3470号線です。起点は白山8丁目1862番4、終点は白山8丁目1861番16。延長は60.5メートル、幅員は最大で11メートル、最小で6メートルでございます。次に、議案書2ページから3ページを御覧ください。市道1-3479号線の位置図及び認定図でございます。キヤノン株式会社取手事業所の北側、起点部分は市道1-3384号線に隣接し、終点部分に回転広場を設けた路線となっております。御審議のほどお願い申し上げます。

**○教育部長（田中英樹君）** 議案第41号、取手市立藤代小学校校舎大規模改造工事請負契約の締結について御説明いたします。初めに、契約事項について御説明いたします。請負業者は、赤塚・常陽特定建設工事共同企業体です。契約金額は5億5,110万円で、落札率は98.99%でした。工事の概要について御説明いたします。議案書2ページの契約についての説明資料に記載のとおりですが、これまで実施してまいりました校舎の大規模改造工事と大きな違いはございませんが、バリアフリー対策としてバリアフリースイレを併設したエレベーター棟の増築工事を行います。また、トイレ改修は平成26年度に実施済みであるため今回は行いません。工事の実施に当たっては、児童の通学動線に配慮し、作業現場との区画を明確にするとともに、通路や出入口の制限に伴う誘導員の配置、併せて工事業者の作業時間を児童の通学時間帯とずらすなど安全面には十分配慮してまいります。以上でございます。

**○消防長（秋山龍司君）** 消防本部、秋山です。私からは、議案第42号、43号について説明を申し上げます。初めに議案第42号、消防ポンプ自動車の取得についてであります。

今回更新いたします車両は、市内全域における火災を初め、各種災害に第一線を担う消防車両として、戸頭消防署に配置し28年が経過しました消防ポンプ自動車を更新するものです。特徴といたしましては、キャビンを除く全体を全面シャッターとし、積載品・器具類等の劣化防止、盗難防止にも効果がある仕様といたしました。また放水や給水など、ポンプ運用時の状況が監視できるディスプレイが設置され、水圧の変化などの異変に即時に対応できるなど、安全で安定した放水・給水が可能となりました。さらには、ホース延長時に効果的な電動油圧昇降機を備えた電動ホースカーが搭載され、職員の負担軽減及び積み下ろしなどの運用上の安全も確保されるなど、より迅速・確実な消防活動が期待される車両となっております。

続きまして、議案第43号、消防団ポンプ自動車の取得についてであります。今回更新いたします消防団ポンプ車両は、取手1丁目から3丁目の本町、新町、新町1丁目から6丁目、中央町を管轄します運用開始から27年間地域防災を担ってきました第1分団のポンプ自動車を更新するものです。更新車両は高効率かつ軽量で、耐久性を備えたポンプと安全機能がついたことにより、安定した放水を保つことができる最新の車両です。またキャビンを除く全体を全面シャッターとし、積載品・器具類等の劣化防止、そして盗難防止にも効果がある仕様といたしました。さらには放水や給水などポンプ運用時の状況が監視できるディスプレイが設置され、水圧の変化などの異変に即時に対応できるなど、安全で安定した放水・給水が可能な車両となっております。地域防災を担う第1分団のポンプ自動車を更新することで、地域防災力の向上が図られるとともに、消防団のモチベーションの向上にもつながり、複雑多様化する災害に対し、迅速かつ的確な消防活動が期待されるところです。いずれの車両に対しましても、契約業者と密に連携を取りまして、スケジュールどおり、適正に製造、納入するよう対応してまいります。以上で説明を終わります。

**○財政部長（牧野妙子君）** 財政部長の牧野でございます。それでは、議案第44号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明いたします。まず初めに、令和3年度取手市一般会計6月補正予算（案）の概要を御覧ください。今回の補正予算の基本的な考え方は、大きく2点ございます。1点目に、新型コロナウイルス感染症対策事業。2点目に、JR取手駅構内のバリアフリー化に向けた設備整備に対する補助。これらの2つを基本としつつ、その他、緊急性がある事業などについて計上しております。次に、議案書の表紙を御覧ください。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億3,123万円を増額し、予算総額を380億4,889万3,000円とするものです。続きまして、補正予算の内容について説明させていただきます。説明は議案書に基づき、各部ごとにまとめて担当部長より御説明いたします。なお、歳入のうち歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に、併せて御説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○総務部長（鈴木文江君）** 総務部、鈴木です。総務部所管の補正予算について説明させていただきます。補正予算6ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、社会保障税番号制度システム整備費補助金です。戸籍情報が複数の市町村の戸籍に散在し、その収集が国民の負担となっていることを踏まえ、マイナンバーを利用して、

当該機関が必要とする戸籍情報について連携することにより、国民の利便性の向上を図ることができます。利便性向上のため、戸籍事務へのマイナンバー制度が導入され、戸籍副本データ管理システムが構築されました。これにより、戸籍総合システムの戸籍副本全件送信に伴う整備を行います。これに要するシステム関係費を、社会保障税番号制度システム補助金として、236万5,000円を計上するものです。補助率は10分の10となります。

併せて、歳出について説明させていただきます。補正予算書8ページ、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務に要する経費、戸籍副本全件送信業務委託料です。先ほど歳入のほうでも御説明させていただきましたとおり、マイナンバーを利用して、当該機関が必要とする戸籍情報について連携することにより、国民の利便性の向上を図ることを目的に、マイナンバー制度が導入されました。そのため、戸籍総合システムの戸籍副本全件送信に伴う整備業務委託料の236万5,000円を計上するものです。補助率は先ほど申しあげましたとおり、10分の10となります。

同じく、補正予算書8ページ、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、郵便局による諸証明発行に要する経費、藤代山王郵便局駐車場原状回復工事、72万2,000円です。藤代山王郵便局での諸証明書の発行業務が、令和3年3月31日をもって終了したことから、整備、借地しておりました利用者駐車場の原状回復を締結した賃貸借契約書の規定に基づき、原状回復工事を実施するものです。工事の内容は、看板及びガードレールの撤去、トタン塀の撤去と新設、アスファルト舗装の一部撤去と盛土となります。

続きまして、補正予算書7ページ、21款諸収入、6項雑入、5目雑入、4節総務費雑入、コミュニティ助成事業助成金です。一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業の自主防災組織育成事業に、新取手自主防災会が助成を申請し、採択を受けました。助成金は、市を経由して新取手自主防災会に交付することから、助成決定額200万円を計上するものです。補正予算書8ページ、それに合わせての歳出の説明となります。2款総務費、1項総務管理費、11目災害対策費、自主防災組織に要する経費、コミュニティ助成事業助成金です。歳入の部分でも説明しましたコミュニティ助成事業の自主防災組織育成事業に、新取手自主防災会が助成を申請し採択を受けました。助成金は市を経由して新取手自主防災会に交付することから、助成決定額200万円を計上するものです。この事業は、自主防災組織が実施する防災活動に必要な資機材等を購入するための費用が対象となります。事業内容は、災害時に自主防災会が臨時避難所を開設する際の照明機器、照明機器用発電機、誘導用メガホン、照明用LED電球等の購入費用となります。以上となります。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 議案第44号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第5号）の福祉部所管分についてご説明申し上げます。9ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費です。1目社会福祉総務費の中国残留邦人支援事業に要する経費は、中国残留邦人支援給付システム改修委託料81万4,000円を計上しております。生活保護システムの更新については、当初予算に計上し、現在進めているところでありますが、中国残留邦人支援給付システムについて、別途システムセットアップとデータ移行等の作業が必

要となったことから、今回の補正予算に計上し、生活保護システムの更新に合わせ10月の同時更新を図るものです。

続きまして、生活困窮者住居確保給付事業に要する経費の新型コロナウイルス感染症対策経費は168万9,000円を増額しております。住居確保給付金が支給終了となった方に対して、特例により再支給の申請が一度だけできる施行規則の一部改正がなされ、申請期限が3月31日までであったものが6月30日まで延長されたことにより、不足見込額を増額するものであります。この歳出増に伴う歳入として国庫負担金126万6,000円を増額しております。

次に、10ページから12ページになります。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の子ども・子育て事業に要する経費、家庭児童相談室に要する経費、少子化対策事業に要する経費、3目児童入所費の民間保育園運営に要する経費、4目保育所費の保育所の管理運営に要する経費、子育て支援に要する経費、一時的保育事業に要する経費に総額2,490万円を増額しております。感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくための経費や、マスクや消毒液など、感染防止用の備品購入に必要な経費を計上するものです。この歳出増に伴う歳入として、国補助金1,070万円、県補助金350万円を増額しています。なお、市が負担する一般財源分は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。以上となります。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野ございます。議案44号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第5号）の健康増進部所管の歳入歳出についてご説明申し上げます。まず、歳入につきましてご説明申し上げます。補正予算書6ページを御覧ください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金、子ども子育て支援交付金（感染症対応分）です。地域子育て支援拠点事業として、補助対象となっております取手ウェルネスプラザのキッズプレイルームにて、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくため、必要な経費等に対し国の補助を受けるものでございます。1事業当たりの補助基準額30万円に対しまして、国の補助割合3分の1、県の補助割合3分の1であることから、当該事業国庫補助分として10万円を計上しております。

その下段、3目、衛生費国庫補助金、3節、母子衛生費補助金、子ども子育て支援交付金感染症対応分です。先ほどと同様、乳児家庭全戸訪問事業及び利用者支援事業において、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら、母子保健事業を実施していくため、必要な経費等に対し国の補助を受けるもので、2事業分ございます。国庫補助分としての20万円を計上しております。

同じく6ページを御覧ください。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、4節児童福祉費補助金でございます。先ほどの子ども子育て支援交付金（感染症対応分）の県補助分としまして10万円を計上しております。同様にその下段、3目衛生費国庫補助金【「衛生費国庫補助金」を「衛生費県補助金」に発言訂正】、4節母子衛生費補助金も、先ほどの子ども子育て支援交付金感染症対応分の県補助分20万円となっております。

続きまして、3目衛生費県補助金、5節予防費補助金でございます。新型コロナウイルス

ス感染症緊急包括支援交付金（医療分）でございます。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、7月末までに希望する高齢者へのワクチン接種を終えることができるよう、通常診療時間外や休日に医療機関から集団接種会場に医療従事者が派遣された場合、派遣元の医療機関に対しまして、県からの補助率10分の10の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として、488万2,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出の御説明をいたします。補正予算書9ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、ウェルネスプラザ管理運営に要する経費でございます。先ほどの歳入で御説明しましたように新型コロナウイルス感染症対策経費でございます。キッズプレイルームにおきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、感染予防消耗品の購入代として30万円を計上しております。続きまして、補正予算書の12ページになりますが、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、予防接種に要する経費においては、先ほど歳入で御説明しましたとおり、7月末までの希望する高齢者へのワクチン接種を完了させるべく、通常診療時間外や休日に医療機関から集団接種会場に医療従事者が派遣された場合に支払うものとなります。歳入と同額であります488万2,000円を計上しております。

続きまして、補正予算書13ページを御覧ください。先ほどの下段となりますが、3目の母子衛生費、母子衛生事務に要する経費でございます。これも新型コロナウイルス感染症対策経費で、乳児家庭全戸訪問事業及び利用者支援事業を実施するに当たりましての感染拡大防止のための感染予防対策としての備品、消耗品を購入する代金としまして、60万円を計上しております。以上となります。

**○都市整備部長（齋藤嘉彦君）** 都市整備部の齋藤です。都市整備部所管の補正予算についてご説明申し上げます。補正予算書13ページを御覧ください。7款土木費、3項都市計画費でございます。都市交通政策の推進に要する経費といたしまして、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金を交付するため、975万2,000円を増額補正しております。こちらにつきましては、関東鉄道株式会社が行う常総線の線路設備や信号保安設備の改修といった安全対策事業に対する補助で、今回、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、水海道から取手間の、いわゆる南線が初めて赤字路線となったため、県の補助要綱に基づき、沿線自治体の常総市、つくばみらい市、守谷市とともに、新たに補助金を交付するものがございます。

続きまして、補正予算書14ページ、交通バリアフリー推進に要する経費といたしまして、1,500万円を計上しております。こちらは、JR東日本が実施するJR取手駅構内エレベーター整備工事に伴い、取手市公共交通バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱に基づき、対象経費の3分の1の補助金を交付するものです。工事は令和3年度から令和5年度までの3か年にわたる予定となっておりますが、今回は令和3年度分の補助額を計上するものでございます。

続きまして、4ページにお戻りください。第2表、継続費補正についてです。ただいまご説明申し上げました、JR取手駅構内エレベーター整備工事でございますが、JR東日本からは、エレベーター整備工事のスケジュールは、令和3年度から5年度までの3か年

となり、全体事業費は8億5,000万円となる見込みが示されております。このうち、市は総額として、全体事業費の3分の1に当たる2億8,333万2,000円を補助することになりますが、年割額として、令和3年度には1,500万円、令和4年度には1億666万6,000円、令和5年度に1億6,166万6,000円を計上させていただいております。複数年度にわたる事業につきましては、あらかじめ事業費の予算確保をする必要があることから、継続費の設定につきましても併せてお願いするものでございます。

続きまして、同じく4ページ、第3表、地方債補正についてです。こちらは、先ほどから御説明しております、令和3年度分の補助額、1,500万円の財源といたしまして、合併特例債を充当することから、地方債の補正を行うものでございます。都市整備部所管の補正予算の説明は以上でございます。

**○消防長（秋山龍司君）** 消防本部、秋山です。続きまして、消防費になります。補正予算書14ページ下段になります。8款消防費、2目救急業務費の救急業務に要する経費につきましては、需用費、消耗品費として、25万9,000円を増額補正するものです。こちらは、令和3年7月から8月に、鹿嶋市において、東京オリンピック競技大会のサッカー競技が開催されることから、東京2020オリンピック競技大会に係る消防救急体制整備に関する応援協定の締結に基づく、消防救急体制の万全を期すため、必要な感染防止着や、N95マスクなどの消耗品を購入するものです。この歳出増に伴う歳入としまして、当該経費の25万9,000円全額が、県支出金、消防救急体制整備費補助金として交付されることから増額しております。消防の補正については以上になります。

**○教育部長（田中英樹君）** 教育委員会田中でございます。教育委員会所管の御説明をいたします。補正予算書15ページ、第9款教育費、中学校建設事業に要する経費についてです。永山中学校の公共下水道接続工事を行い、学校衛生環境の向上を図るものです。現在使用中の合併浄化槽から公共下水道接続工事に向けた実施設計業務委託料113万3,000円を計上いたします。なお、その財源といたしまして、学校施設整備基金繰入金100万円を充当しております。

その下段、幼稚園保健衛生に要する経費は、国の教育支援体制整備事業費交付金を活用し、幼児教育の質の向上のための環境整備を行うものです。主な内容としましては、藤代幼稚園の新型コロナウイルス感染症対策として必要となるマスクや消毒液など、保健衛生用品を購入するための経費50万円となります。なお、その財源といたしまして、県の教育支援体制整備事業費交付金25万円を充当いたします。

次に、16ページ、放課後児童対策事業に要する経費です。新型コロナウイルス感染拡大防止対策経費として、市内全ての放課後子どもクラブにおける児童及び職員のマスクや消毒液等の衛生用品や備品整備のための経費1,180万円を計上するものです。なお、その財源といたしまして、国及び県の子ども・子育て支援交付金、合わせて786万6,000円を充当いたします。

その下段に移りまして、文化財保護に要する経費についてです。本年4月下旬に、市指定文化財である八坂神社拝殿にシロアリ被害が発見されたため、所有者が実施するシロアリ防除処理に対して、取手市指定文化財等補助金交付要綱に基づき、補助金18万9,000

円を計上するものです。

次に 17 ページ、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費についてです。グリーンスポーツセンター第 1 体育室において、床の損傷が発生したため、利用者の安全確保や各競技における大会等の安定的な運営を保つため、昨年度の実施設計を受け、床補強工事を実施するための工事請負費 4,310 万円を計上するものです。なお、その財源といたしまして、公共施設整備基金繰入金 3,879 万円を充当いたします。教育委員会所管は以上でございます。

**○政策推進部長（井橋貞夫君）** 政策推進部、井橋です。政策推進部所管事業について説明させていただきます。補正予算書 16 ページを御覧ください。9 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費の、アートのあるまちづくり推進に要する経費は、「アートのある団地」や「半農半芸」などの事業に対して補助額が決定したことにより、取手アートプロジェクトへの補助金として、一般財団法人自治総合センターの地域の芸術環境づくり助成金 500 万円と、文化庁の文化芸術振興費補助金 577 万 7,000 円を計上しております。なお、本事業の歳入については、補正予算書 6 ページ、15 款国庫支出金、2 項国庫補助金の文科芸術振興費補助金で、577 万 7,000 円、7 ページにあります、21 款諸収入、6 項雑入のコミュニティ助成事業助成金、地域の芸術環境づくり助成金で、500 万円を計上しているものです。以上となります。

**○健康増進部長（大野安史君）** 健康増進部、大野でございます。先ほどの御説明の中で、補正予算、歳入でございます、6 ページ、15 款、国庫支出金、衛生費国庫補助金、母子衛生費補助金、子ども子育て支援交付金感染症対応分でございますが、こちらの 20 万円、そして、その下段でございます県補助金の部分につきまして、国庫補助金と申し上げてしまいました。県補助金の誤りでございます。以上となります。

**○財政部長（牧野妙子君）** 財政部、牧野でございます。続きまして、6 ページ下段を御覧ください。19 款繰入金、2 項基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の 6 月補正の財源調整により 3,167 万 6,000 円を取り崩すものでございます。以上が議案第 44 号、令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）の説明となります。

続きまして、承認第 6 号、令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認につきまして御説明いたします。令和 3 年度一般会計、5 月 28 日専決補正予算の概要を御覧いただければと存じます。今回の補正予算専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症関連経費について、低所得の独り親世帯以外の世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金や、高齢者へのワクチン接種を 7 月末までに完了させるための追加的経費について、可能な限り早期に実施する必要があることから、補正予算措置を行いました。これに伴い、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、5 月 28 日付けで専決処分を行ったものでございます。

それでは、補正予算書の表紙を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、1 億 4,940 万 8,000 円を増額し、予算総額を 379 億 1,766 万 3,000 円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容について説明させていただきます。説明は議案書に基づき、

各担当部長から御説明いたしますが、歳入のうち、歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に併せて御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○福祉部長（稲葉芳弘君）** 福祉部、稲葉です。承認第6号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第4号）、5月28日の専決処分について、ご説明申し上げます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、食費等による支出の増加の影響など、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。低所得の子育て世帯996世帯、1,494人の児童を見込み、児童1人当たり一律5万円、支給総額7,470万円、支給に要する事務費321万円、合わせて7,791万円を専決とさせていただきました。現在、対象となる全ての方に速やかな支給となるよう、7月中に支給をできるよう——向けて作業を進めているところでございます。以上となります。

**○健康増進部長（大野安史君）** 続きまして、健康増進部、大野でございます。承認第6号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第4号）の健康増進部所管についてご説明申し上げます。歳出でございますが、補正予算書6ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、予防接種に要する経費における新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費でございます。国は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種につきまして、希望する高齢者への接種を7月末までに完了させるため、新たに必要となるワクチン接種体制の確保に要する経費を追加交付することとなりました。これを受けまして、7月末の高齢者接種の完了を見込むため、新たな集団接種会場の追加設置に必要な経費を計上しております。内容といたしましては、予約支援機器設置並びに接種会場設置運営管理に係る委託料6,932万円、及び当該集団接種会場の運営等にかかります職員の時間外手当としまして、217万8,000円を合わせまして、7,149万8,000円を計上させていただいております。歳入につきましては、今回追加交付ということで10分の10の補助割合によりまして、同額であります7,149万8,000円を計上させていただいております。以上となります。

**○財政部長（牧野妙子君）** 財政部、牧野でございます。続きまして、令和2年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書につきまして御説明いたします。お配りしております議案書を御覧ください。こちらにつきましては、令和2年度一般会計補正予算、第9号、第10号、第11号におきまして、それぞれ計上いたしました市勢要覧の作成など、40件の繰越事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。以上が、報告第1号、令和2年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書についての説明になります。

続きまして、令和2年度取手市一般会計予算の事故繰越に係る繰越計算書につきまして御説明いたします。お配りしております議案書を御覧ください。こちらにつきましては、桑原地区整備推進事業について、準備組合が実施しております地区界測量業務において、関係機関との協議や関係権利者との合意形成に不測の日数を要し、市から準備組合に交付する補助金の年度内の事業完了が困難になったため、事故繰越しを行うものであります。これに伴い、事故繰越しに係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

のです。以上が、報告第2号、令和2年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書についての説明になります。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。続きまして、報告第3号、令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書につきまして、補足説明をいたします。議案書の繰越しの主な内容でございますが、交通広場の整備工事費、電線共同溝工事費及びA街区の整備に向けた都市計画道路3・5・39号道路擁壁工事費となります。

続きまして、報告第4号、令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の事故繰越しに係る繰越し計算書につきまして御説明いたします。こちらにつきましては、A街区に関連する建物の地下構造物撤去工事の施工箇所において、地下水の対策及び想定外の地下残存物の撤去に不測の日数を要したことから、事故繰越しに係る繰越し計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げるものであります。以上です。

○総務部長（鈴木文江君） 以上で、各議案、承認、報告案の説明を終了させていただきます。改めまして、議員の皆様、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。長時間にわたりお疲れさまでした。ありがとうございました。